

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号」を「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費

用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号」に改め、「一単位の単価」の下に「（以下「一単位の単価」という。）」を加え、「児童デイサービス」を「短期入所」に改め、「第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）」に、「指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設」を「法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所」に改め、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	就労継続支援	千分の千七十七
	自立訓練	千分の千八十
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千八十一
	重度訪問介護	
	同行援護	

二級地							
行動援護	短期入所	重度障害者等包括支援	地域相談支援	計画相談支援	生活介護	施設入所支援	共同生活援助
共同生活介護	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
千分の千八十二	千分の千八十九	千分の千百八	千分の千百九	千分の千六十四	千分の千六十六	千分の千六十八	

三級地							
短期入所	重度障害者等包括支援	地域相談支援	計画相談支援	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	共同生活介護
就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所
千分の千六十九	千分の千七十四	千分の千九十	千分の千九十一	千分の千六十	千分の千六十二	千分の千六十三	

六級地	計画相談支援	
	生活介護	千分の千五十五
	施設入所支援	千分の千五十九
	共同生活援助	千分の千七十二
	共同生活介護	千分の千七十三
	就労継続支援	千分の千四十三
	自立訓練	千分の千四十四
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千四十五
	重度訪問介護	
同行援護		
行動援護		
短期入所		
重度障害者等包括支援		
地域相談支援		
計画相談支援		

七級地								
生活介護	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	共同生活介護	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護
計画相談支援	地域相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所	行動援護	同行援護	重度訪問介護	重度訪問介護	生活介護
千分の千四十三	千分の千四十二	千分の千四十六	千分の千五十	千分の千六十	千分の千六十一	千分の千四十一	千分の千四十一	千分の千四十二

九級地							
共同生活援助	共同生活介護	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護
							行動援護
							生活介護
							短期入所
							重度障害者等包括支援
							地域相談支援
							計画相談支援
							施設入所支援
共同生活援助							
千分の千四十二	千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千三十	千分の千三十一	千分の千三十二	千分の千三十五	

十級地						
共同生活介護	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護
						行動援護
						生活介護
						短期入所
						重度障害者等包括支援
						地域相談支援
						計画相談支援
						施設入所支援
						共同生活介護
						共同生活援助
千分の千四十三	千分の千二十七	千分の千二十八	千分の千二十九			
						千分の千三十一
						千分の千三十八

十二級地	十一級地														
就労継続支援	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	計画相談支援	地域相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	居宅介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援
千分の千十七		千分の千三十	千分の千二十五										千分の千二十三	千分の千二十二	千分の千二十一

十四級地				
	就労移行支援 就労継続支援 自立訓練	共同生活援助 共同生活介護	施設入所支援 計画相談支援 地域相談支援 就労移行支援 自立訓練 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護 生活介護 短期入所 重度訪問介護	
	千分の千十三	千分の千二十	千分の千十七	

十五級地				
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援	施設入所支援 共同生活介護 共同生活援助	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護
	千分の千十四	千分の千十五	千分の千十八	千分の千九

十六級地	生活介護	千分の千十
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	地域相談支援	
	計画相談支援	
	施設入所支援	
	共同生活介護	
共同生活援助	千分の千十二	
自立訓練	千分の千四	
就労移行支援	千分の千五	
就労継続支援		
居宅介護		
重度訪問介護		

その他	
短期入所 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 地域相談支援 計画相談支援 共同生活介護 共同生活援助
千分の千	千分の千六

二級地			一級地	地域区分	第二号の表を次のように改める。		
			東京都	都道府県		重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援	
大阪府			神奈川県				
鎌倉市			特別区	地域			
大阪市、守口市			武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市				

六級地		五級地		四級地				三級地							
大阪府	埼玉県	大阪府	神奈川県	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	兵庫県	
高石市	さいたま市	岸和田市、忠岡町	逗子市	神戸市、尼崎市	大阪市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東	京都市	横須賀市	三鷹市、小金井市	西宮市、宝塚市	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、府中市、調布市	芦屋市

七級地	千葉県	千葉県
八級地	福岡県	福岡市
	埼玉県	和光市
	東京都	福生市、清瀬市
	神奈川県	厚木市、葉山町
	大阪府	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、門真市
	兵庫県	伊丹市
九級地	茨城県	つくば市
	埼玉県	志木市
	千葉県	船橋市、浦安市
	東京都	昭島市、小平市、日野市
	神奈川県	海老名市
	福岡市	北九州市
十級地	千葉県	市川市、松戸市、習志野市、四街道市
	東京都	青梅市、東村山市、東久留米市、あきる野市

十一級地													
大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県		埼玉県	茨城県	宮城県	広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県
松原市、羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	成田市、柏市、八千代市、印西市	町	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	取手市	仙台市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市

十三級地	十二級地															
	茨城県	長崎県	福岡県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	北海道	兵庫県
	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市	長崎市	飯塚市	岡山市	和歌山市	天理市、生駒市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市、刈谷市、豊田市	小田原市、三浦市	東大和市、武蔵村山市	袖ヶ浦市	草加市	札幌市	川西市

十五級地	十四級地													
	茨城県	福岡県	山口県	静岡県	北海道	奈良県	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、那珂市、大	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三潨町を除く。）	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町を除く。）	熱海市、伊東市	小樽市	川西町	島本町	草津市	鈴鹿市	豊明市	愛川町	羽村市、日の出町、檜原村	富津市	鶴ヶ島市

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	栃木県	
町、宇治田原町	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山	守山市、栗東市、野洲市	津市、四日市市	沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市、山北町、清川村	奥多摩町	谷市、君津市、白井市、長柄町、長南町	木更津市、茂原市、佐倉市、市原市、我孫子市、鎌ヶ	行田市、飯能市、加須市、東松山市、羽生市、入間市、三郷市	宇都宮市
			、長久手町	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市						洗町、東海村、阿見町	

十六級地						
大阪府	兵庫県	奈良県	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県
河内長野市、大阪狭山市、豊能町、千早赤阪村	三田市、猪名川町	大和高田市、橿原市、御所市	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町
埼玉県						
熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町						

千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町
東京都	瑞穂町
神奈川県	二宮町、中井町、大井町、箱根町
富山県	富山市、南砺市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	身延町、南部町、富士河口湖町
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町

愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町
三重県	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、多賀町、高島市、甲賀市
京都府	木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村
大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町
兵庫県	加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
奈良県	桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村

その他							
	全ての都道府県	佐賀県	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県
	一級地から十六級地まで以外の地域	佐賀市	粕屋町 島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、	高松市	岩国市、周南市	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町	橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町
							町
							、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。
 第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表

介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第10の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。